

案

L P ガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業（第三期）実施細則

（目的）

第1条 この細則は、兵庫県危機管理部補助金要綱（以下「要綱」という。）第22条第1項の規定に基づき、L P ガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業（第三期）（以下「本事業」という。）に係る令和6年度兵庫県L P ガス料金負担軽減事業（第三期）補助金（以下「補助金」という。）交付事務のうち、令和6年1月の検針結果に基づき実施する事業について所要の規定を定めるものとする。

（適用範囲）

第1条の2 この細則は、要綱第22条第1項の規定に基づき、本事業に係る補足事項について規定する。

（用語の定義）

第2条 この細則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 一般消費者等 液化石油ガス及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等又はガス事業法第3条の登録を受けた者からL P ガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者
- 二 L P ガス販売事業者 液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者
- 三 L P ガス販売所 前号のL P ガス販売事業者が販売営業を行う販売所

（交付の対象及び支援金の額）

第3条 交付の対象となる事業は、L P ガス販売事業者が兵庫県内の一般消費者等に対し行う、令和6年2月に実施した検針によるL P ガス使用量により算定したL P ガス料金について、価格の上昇に伴う負担軽減に資する事業（以下「補助事業」という。）とし、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）を予算の範囲内で支援金を交付する。

- 2 支援金の額は、650円（税抜き）を上限とする。ただし、一般消費者等のL P ガス料金（消費税課税前）が650円未満の場合は、当該事業月の支援額は当該ガス料金の額を上限とする。
- 3 補助事業を実施するために必要な経費として、L P ガス販売所に対し所要の経費（以下「広報支援費」及び「申請事務費」という。）を交付する。
- 4 前項に掲げる広報支援事務は次に掲げる業務とし、一のL P ガス販売所に対し10,000円を交付する。
 - 一 一般消費者等に対する本事業にかかる広報
 - 二 一般消費者等に対する補助対象期間の請求書等に、本事業により料金が減額されてい

る旨の明示による広報

- 5 第3項に掲げる申請事務費は、一のLPGガス販売事業者に対して、補助対象となる一般消費者等の件数に50円を乗じた額を交付する。
- 6 要綱別表第2条関係の規定により、兵庫県外のLPGガス販売事業者であり、本事業の実施を覚知できておらず令和6年11月において実施が困難な者にあっては、令和6年12月において事業することができる。
- 7 前項に掲げるほか、事業実施のためのシステム改修が間に合わないなど、やむを得ない理由により令和6年11月において実施が困難な者にあっては、令和6年12月において事業することができる。
- 8 第6項又は第7項の規定に基づき、事業を実施するLPGガス販売事業者は、令和6年10月31日までに、細則様式1により知事に報告しなければならない。

(補助対象者)

第4条 支援金、広報支援費及び申請事務費（以下「補助金」という。）の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 支援金にあっては、兵庫県内の一般消費者等にLPGガスを販売するLPGガス販売事業者（計量法（平成4年法律第51号）に規定する法定計量単位による体積により販売している者に限る。）とする。
- 二 広報支援費及び申請事務費にあっては、前号に掲げる者の販売所であって、県内的一般消費者等に液化石油ガスを販売している販売所とする。
- 2 補助事業者は、次に各号に掲げる全ての要件を満たすこととする。
 - 一 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
 - 二 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
 - 三 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
 - 四 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
 - 五 県税その他の租税を滞納していないこと。
 - 六 兵庫県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
 - 七 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - 八 この要項による補助金の交付を受けていないこと。
 - 九 関係法令や基準等を遵守すること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者には、補助金の交付をしないものとする。
 - 一 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
 - 二 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体

三 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者（以下「暴力団等」という。）

四 代表者又は役員等のうちに条例第 2 条第 3 号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者

五 暴力団等が実質的に経営を支配する者

六 その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者
(補助金の交付申請)

第 5 条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、要綱第 3 条及び要綱別表の規定に基づく書面に次号に掲げる書面を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 補助事業の対象となる一般消費者等の氏名、企業・団体名が識別できる一覧
- 2 前項の一覧は販売所ごとに区分し添付するものとする。
- 3 第 1 項の提出は書面に代えて電磁的記録によるものとする。
- 4 申請は別途知事が定める日までに行わなければならない。

(補助事業の経理等)

第 6 条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

(実績報告)

第 7 条 補助事業実績報告書に次に掲げる書面を添付して知事の定める日に報告しなければならない。

- 2 前項の補助事業の完了とは、各事業月毎に実施した検針により算定したガス料金をもとに減額支援した料金の一般消費者等への請求した日をもって補助事業の完了とする。
- 3 第 1 項の補助事業実績報告書は要綱第 11 条関係別紙 2 によるものとする。
- 4 第 1 項の提出は書面に代えて電磁的記録によるものとする。
- 5 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。
 - 一 補助事業を行った一般消費者等の一覧
 - 二 請求書の写し等、補助事業の実施（県の補助金を活用し減額したこと）を証する書面
- 6 第 5 項第 2 号の書面は、販売所毎に、補助事業を実施した一般消費者等の任意の 10 件について、その写しを提出するものとする。

(交付決定通知)

第 8 条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、交付すべき補助金の額を決定し、要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき、補助金額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、通知の受理後、速やかに請求書を提出しなければならない。

2 前項に掲げる請求書は、細則様式2によるものとする。

附則 この細則は令和6年9月19日から施行（適用）する。